

寄居町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱

制 定 令和3年3月1日寄農委告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、農業従事者の高齢化、後継者不足等の事由から発生する遊休農地化への対応として、新規就農者等の定住の促進及び遊休農地の解消を図るため、空き家に付随した農地の別段面積及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段面積 農地法第3条第2項第5号の規定により、寄居町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家 空家対策等の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (4) 空き家に付随した農地 空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有する町内にある農地のうち、空き家からおおむね500メートル以内の農地とし、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (5) 遊休農地 農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。
- (6) 耕作 土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいう。
- (7) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。

(別段面積)

第3条 別段面積は、次に掲げる表のとおりとする。

設定区域	設定面積
空き家に付随した農地	1アール

(適用条件)

第4条 前条に掲げる別段面積を適用するときは、空き家に付随した農地を一の区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 筆ごとを単位とし、適用する時点で全部又は一部が遊休農地であること及び所有者又は法定相続人による維持管理又は耕作の見込みがないこと。
- (2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡し、その法定相続人が確認できる場合は、この限りでない。
- (3) 農地の権利を取得しようとする者（以下「権利取得希望者」という。）

は、投機目的の農地取得を防ぐため、権利を取得した日から起算して5年以上継続して、空き家へ居住し、かつ空き家に付随した農地を耕作すること。

- (4) 空き家及び空き家に付随した農地は、同様の権利の取得を行うこと。
- (5) 権利取得希望者は自然人であり、かつ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなく、以前にこの告示の適用を受けていないこと。
- (6) 空き家と空き家に付随した農地の権利の取得については、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部に加入している不動産業者又は公益社団法人全日本不動産協会に加入している不動産業者で事業所の住所を寄居町、熊谷市又は深谷市に置く業者が仲介をしていること。ただし、仲介する不動産業者が複数になる場合は、農地所有者側の不動産業者が本文の内容を満たしていること。
- (7) 指定をする空き家に付随した農地が、今後の担い手への集積、新規就農者へ影響が出ないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めること。
（指定の申請等）

第5条 空き家に付随した農地として農業委員会の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

(1) 空き家に付随した農地指定申請書（様式第1号）

(2) 前号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

2 空き家に付随した農地の権利の取得を申請しようとする者（以下「権利取得申請者」という。）は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書に、次に掲げる書類を添付して農業委員会に提出しなければならない。

(1) 空き家に付随した農地の権利の取得に関する誓約書（様式第2号）

(2) 農地利用計画書（様式第3号）

(3) 賃貸契約書又は売買契約書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

（指定）

第6条 農業委員会が、空き家に付随した農地を指定するときは、総会の決定を経るものとする。

2 農業委員会が、空き家に付随した農地の指定の可否を決定したときは、空き家に付随した農地の指定可否通知書（様式第4号）を指定申請者に通知するものとする。

（仲介業者の変更届）

第7条 指定申請者は、第5条第1項に規定する空き家に付随した農地の指定申請後に、仲介する不動産業者を追加する場合は、速やかに空き家に付

随した農地指定における取扱業者の届出書（様式第5号）を農業委員会に提出しなければならない。

（遊休農地の解消）

第8条 空き家に付随した農地の権利を取得した者（以下「権利取得者」という。）は、速やかに遊休農地を解消した届出書（様式第6号）を農業委員会に提出しなければならない。

（指定の解除）

第9条 農業委員会が、次の各号のいずれかに該当した場合で空き家に付随した農地の指定を解除するときは、総会の決定を経るものとする。

- (1) 空き家に付随した農地の遊休農地の状態が解消した場合
- (2) 指定申請者から農業委員会に空き家に付随した農地指定解除申出書（様式第7号）が提出された場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が指定解除をすべきと認めた場合

2 農業委員会が、空き家に付随した農地の指定解除をしたときは、空き家に付随した農地の指定解除通知書（様式第8号）を空き家及び空き家に付随した農地の所有者に通知するものとする。

（告示）

第10条 農業委員会は、空き家に付随した農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、速やかに告示し、かつ、ホームページその他の方法により周知するものとする。

（許可後の調査及び指導）

第11条 農業委員会は、この告示に従い農地法第3条第1項の規定により許可した空き家に付随した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、この告示に従い権利を取得した空き家に付随した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、権利取得者に指導を行うものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

空き家に付随した農地指定申請書

年 月 日

（宛先）

寄居町農業委員会長

（指定申請者）住 所
氏 名 ㊟
連 絡 先

（仲介業者）住 所
会 社 名
代表者名 ㊟
連 絡 先

次の土地等について、空き家に付随した農地の指定を受けることを申請します。

1 空き家に付随した農地

所在地	面積 (㎡)	登記 地目	現況 地目	遊休農地の状況 ※農業委員会にて記入 します。
				全部・一部・無

2 空き家

所在地	面積 (㎡)	登記 地目	現況 地目	備考

3 固定資産税の課税状況の確認について

空き家に付随した農地指定を申請するため、申請所在地の課税情報の閲覧に関する一切の権限を寄居町農業委員会長に委任します。
指定申請者氏名 ㊟

※ 申請書は2部提出してください。指定の可否決定後に、空き家に付随した農地の指定可否通知書と併せて1部をお返しします。

※ 添付書類 申請する所在地全ての全部事項証明書、公図の写し、案内図、現況写真、空き家の間取図、仲介業者の宅地建物取引免許証の写し、所有者が死亡している場合には戸籍謄本等の相続関係が確認できる書類

様式第2号（第5条関係）

空き家に付随した農地の権利の取得に関する誓約書

（宛先）

寄居町農業委員会長

私は、次の農地の権利を取得するに当たって、以下の内容について誓約します。

所在地	登記地目	面積（㎡）

- 1 権利を取得した日から起算して5年以上、空き家に居住し、かつ空き家に付随した農地を耕作します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 相続等により所有権の移転があった場合は、所有権の移転を受けた者が、この誓約書に定める義務を承継します。
- 4 投機目的ではなく、耕作目的の取得であるため、誓約書に定める期間の経過後に農地以外への転用が認められない場合があることを承知します。
- 5 寄居町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活を送るとともに、併せて周辺農地等の利用に影響を与えないように努めます。

年 月 日

（権利取得申請者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

様式第3号（第5条関係）

農地利用計画書

（宛先）

寄居町農業委員会長

年 月 日

1 権利取得申請者

住所	(連絡先)		
氏名	生年月日	年 月	日

2 空き家に付随した農地面積

区分	田	畑	樹園地	計
面積 (㎡)				

3 作付予定作物

作物名	面積 (㎡)

4 農機具等

種類	草刈り機	トラクター		
取得済み				
導入予定				

5 耕作従事予定者

氏名	年齢	作業従事日数

様式第 4 号 (第 6 条関係)

第 年 月 号
年 月 日

様

寄居町農業委員会 会長



空き家に付随した農地の指定可否通知書

年 月 日付けで申請のありました空き家に付随した農地指定申請書について、下記のとおり回答します。

記

所在地	面積 (㎡)	登記 地目	現況 地目	指定の可否
				可 ・ 否
				可 ・ 否
				可 ・ 否

様式第5号（第7条関係）

空き家に付随した農地指定における取扱業者の届出書

年 月 日

（宛先）

寄居町農業委員会長

（仲介業者）住 所
会 社 名
代 表 者 名
連 絡 先

㊟

年 月 日付け 第 号において空き家に付随した農地の指定を受けた農地について、仲介する不動産業者として取扱いをしたいので届け出ます。

なお、添付書類は下記のとおりです。

記

- 1 宅地建物取引業者免許証の写し 別紙のとおり

様式第6号（第8条関係）

遊休農地を解消した届出書

年 月 日

（宛先）

寄居町農業委員会長

（権利取得者）住 所
氏 名
連 絡 先

㊟

年 月 日付け 第 号にて空き家に付随した農地の指定を受けた次の農地について、耕作をし、遊休農地の状態を解消しましたので届出します。

所在地	面積 (㎡)	登記 地目	現況 地目	状況確認 ※農業委員会にて 記入します。
				済 ・ 未
				済 ・ 未
				済 ・ 未

（添付書類）

- ・ 農地の現況写真

様式第7号（第9条関係）

空き家に付随した農地指定解除申出書

年 月 日

（宛先）

寄居町農業委員会長

（指定申請者）住 所
氏 名
連 絡 先

㊟

次の農地について、空き家に付随した農地の指定解除を申し出ます。

所在地	面積（㎡）	登記地目	現況地目

様式第8号（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

寄居町農業委員会長



空き家に付随した農地の指定解除通知書

空き家に付随した農地の指定解除について、下記の農地の指定を解除することに決定しましたので通知します。

記

所在地	面積（㎡）	登記地目	現況地目